

 B. 各支部から

香川県小児保健協会研究会の活動報告

香川県小児保健協会支部長
香川大学医学部小児科
伊藤 進

香川県小児保健協会研究会は、2008年から発足し、2010年には第3回を開催いたしました。第1回は軽度発達障害と食育と肥満予防、第2回は虐待と小児の医療環境に関するテーマを取り上げました。これらの研究会のアンケートの中で、小児保健の身近なテーマを取り上げるようにとの要望があり、第3回は子育てや子どもの躰に関する問題を取り上げていただくことを考えました。このテーマは、倫理や道徳の問題のように解答のないもので、しかも時代とともに変化するので時代的背景をしっかりと把握することが大切です。しかし、西洋の生命倫理においても、「侵害回避、恩恵、公正の原則」があり、道徳においても最小限の道徳として「法律」が定められています。子育てや子どもの躰に関するものは、科学的な育児法と称して「育児全書」、「スポック博士の育児書」や「松田道雄の育児百科」などの育児書が出版され、それに従った育児が良いとされる風潮もありました。子育てをされる側の子どもの目線に目を向けると、1989年に国連総会で「子どもの権利に関する条約」が満場一致で批准されました。しかし、日本が批准したのは非常に遅く、1994年に154ヶ国目での批准でした。条文は、1～54条までなる非常に長いものですが、その前文の一部を以下に示します。「…家族が、社会の基礎的な集団として、ならびに家族のすべての構成員に児童の発育及び福祉のための自然な環境として、社会においてそ

の責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えるべきであることを確信し、児童が、その人格の完全かつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で発育すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神、並びに平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきである…」と記載されています。つまり、子どもが人格の完全かつ調和のとれた成人になるために、子育てや躰をすることが大切です。

一方、民族における子育てや躰は、文化或いは習慣の伝承の意味があると思われ、それぞれの民族において科学的に理解できない側面もあわせ持ちます。しかし、前に述べたように時代的背景により変化が必要なものもあり、その文化や習慣が子どもにとって害をなすものであれば止める必要があります。日本民族を考えると日本古来より引き継がれた「和の精神」、「人情（他人を思いやる心）」や「義理（恩を受けた人への感謝の気持ち）」をあわせ持つ民族と考えられ、それらは受け継いで欲しいと思っています。この研究会において、「子ども」をバランスのとれた「おとな」に如何に育てるべきかをもう一度考えていただき何かしらの成果が得られれば幸いです。